

労働者派遣事業における情報公開

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）第 23 条 5 項の定めにより、派遣元事業主（当社）はマージン率等の情報公開が義務付けられましたので、以下の通り情報公開致します。

なお、マージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金額の平均額}}$$

(%表記にした場合小数点 2 位以下を四捨五入します)

- | | |
|-------------|--|
| ○事業所名 | トップエンジニアリング株式会社 |
| ○許可番号 | 派 10－300530 |
| ○事業所の所在地 | 群馬県館林市松原 1 丁目 80 番地 1 |
| ○電話番号 | 0276-51-6863 |
| ○派遣労働者数 | 4 名（2023 年 11 月末現在） |
| ○派遣先数 | 2 社 |
| ○マージン率 | 27.3%
(2022 年 12 月～2023 年 11 月の実績を基に算出) |
| ○教育訓練に関する事項 | 配属時研修、安全衛生教育、健康管理教育、資格取得支援、
技能講習受講、外部研修会参加 |
| ○派遣料金額の平均額 | 11,500 円（消費税抜） |
| ○賃金額の平均額 | 8,364 円（消費税抜・通勤費込） |
| ○派遣料金の内訳 | 労働者の賃金
マージン率に含まれる内容 <ul style="list-style-type: none">・ 法定福利費（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金等）・ 派遣労働者が取得する有給休暇に充当した費用・ 営業・管理・採用等、事業運営に当たる労働者の人件費・ 教育研修費・ 管理費用・ 営業利益 |

○キャリアコンサルティング相談窓口

佐々木淳子 0276-51-6863

○労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している

○労使協定対象労働者の範囲

派遣先で「めん類製造」「ビル建物清掃」の業務に従事し、期間を定めな
いで雇用される派遣労働者

○労使協定の有効期間 2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日